

けやきっ子

四日市市立羽津北小学校

平成28年11月11日

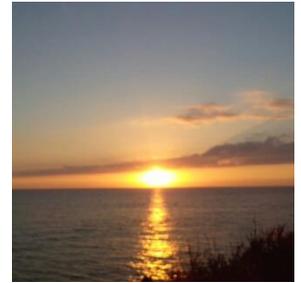
3

No.10号

日没時間が早くなってきました！

「秋の日はつるべ落とし」ということわざのとおり、日に日に夕暮れ時刻が早くなってきました。

本日の四日市市の日没時刻は、4時51分。夕方5時を過ぎると一気に暗くなってきます。お子さんが明るいうちに帰宅できるよう、ご家族で帰宅時刻についてご確認くださいと思います。



「教職員の定時退校日」の実施について

このことについては、すでに平成28年10月31日付の四日市市教育委員会からの文書でお伝えしておりますが、その指示に従って本校でも以下のとおり教職員の定時退校日を定め、取り組みを実施してまいります。

保護者の皆様のご理解・ご協力をどうかよろしくお願いいたします。

羽津北小学校の「教職員定時退校日」は、

毎週月曜日及び教育研究協議会日（月1回水曜日にある出張の日）

を基本として実施します。

インフルエンザ等の学校感染症について

「インフルエンザの流行は、空気の乾燥する冬場」とばかりは言えないようで、市内でもちらほら患者が出ています。また今年は、風邪の症状に似たマイコプラズマ肺炎感染症も流行しているようで、注意したいものです。

さて、裏面にあるように学校感染症に感染した場合は、他人への感染の恐れがなくなるまでの間、出席停止扱いとなります。出席停止期間は感染症によってまちまちですが、治って登校する際には必ず証明書を持参することになっています。

医療機関で学校感染症の診断を受けた場合には、学校からお渡しする「出席停止にかかる証明書」を医師に記入してもらってから登校してください。（市立四日市病院で学校感染症の診断を受けた場合は、これとは別の証明書を使用していただくこととなりますので、担任にご相談ください。

裏面（別紙）は、学校感染症の種類と出席停止の期間の基準を表したものです。



学校感染症とその出席停止期間

| 分類 | 感染症の種類 | 出席停止の期間の基準 |
|--|--|--|
| 第1種 | <ul style="list-style-type: none"> ・ エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群・中東呼吸器症候群・特定鳥インフルエンザ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 治癒するまで |
| 第2種 | <ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） ・ 百日咳 ・ 麻疹（はしか） ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 風疹（三日はしか） ・ 水痘（水ぼうそう） ・ 咽頭結膜熱（プール熱） ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後3日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ・ 発疹が消失するまで ・ すべての発疹が痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| <p>※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。</p> | | |
| 第3種 | <ul style="list-style-type: none"> ・ コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |

[参考] インフルエンザにおいては、最短でも、発症後6日目からの登校になります。

